

信州共用機器ネットワーク規約

令和4年12月13日制定

(名称)

第1条 本ネットワークは信州共用機器ネットワーク（英語名：Shinshu Shared Instrument Network (SHINE)）と称する。

(目的)

第2条 本ネットワークは、令和3年度文部科学省 先端研究基盤共用促進事業：コアファシリティ構築支援プログラム（以下「コアファシリティ事業」という。）に国立大学法人信州大学が採択されたことを受け、国立大学・公立大学・私立大学・公設試験場等の垣根を超えた連携体制を構築し、地域全体の研究開発力を強化することを目的とする。さらに、長野県や長野県経営者協会等と連携することにより、地域産業の発展にも貢献することを目指す。

(活動内容)

第3条 本ネットワークは、前条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- (1) 各機関が保有する共同利用化が可能な研究開発用機器情報の統一予約システムへの集約
- (2) 機関の垣根を超えた、研究開発用機器の共同利用体制の構築
- (3) 会員機関相互の交流の推進
- (4) その他本ネットワークの目的を達成するために必要な活動

(組織)

第4条 本ネットワークは、次条に定める会員により構成し、国立大学法人信州大学を幹事機関とする。

- 2 本ネットワークの運営事務局は、幹事機関である国立大学法人信州大学に置く。
- 3 本ネットワークに会長を置き、国立大学法人信州大学研究担当の役員をもって充てる。
- 4 会長は、本ネットワークを代表し、本ネットワークを統括する。

(会員)

第5条 会員は、本ネットワークの目的及び活動内容に賛同する、大学等とする。

- 2 会員は、機関名、機関代表者（機関内の共同利用機器の管理責任者をいう。以下同じ。）の氏名、本ネットワークの窓口となる担当者（以下「ネットワーク

担当者」という。)の氏名を運営事務局に登録するものとする。

- 3 会員は、前項に定める内容に変更があった時は、速やかにその旨を運営事務局に届け出るものとする。
- 4 会員は、本規約及び本ネットワークにおけるルール、覚書、合意書、契約書等（以下「ネットワーク規約等」という。）に定める約定を遵守しなければならない。
- 5 会員は、会員機関が所有・管理する共同利用化可能な研究開発用機器の情報を、国立大学法人信州大学で運用する統一予約システムに登録することができる。
- 6 会員は、本ネットワークが主催又は共催する企画や事業に参加することができる。

（新規参画）

第6条 本ネットワークに会員として新規参画しようとする機関は、参画申込書（様式1）に機関名、機関代表者の氏名、ネットワーク担当者の氏名等を記載し、運営事務局に提出するものとする。

- 2 新規参画の可否は、運営会議の審議により決する。

（脱退）

第7条 会員が本ネットワークから脱退しようとするときは、脱退届（様式2）を運営事務局に提出してその旨を届けなければならない。

- 2 会員が、ネットワーク規約等に定めた約定を遵守しないとき、本ネットワークの活動を阻害する行為、本ネットワーク及び会員の名誉を毀損する行為、研究コンプライアンス又は公序良俗に違反する行為等を行ったと判断されたときは、運営会議の審議により脱退させることができる。

（運営事務局）

第8条 第4条2項で定める本ネットワークの運営事務局に事務局長を置き、信州大学学術研究・産学官連携推進機構学術研究支援本部長をもって充てる。

- 2 運営事務局は、長野県松本市旭3丁目1番1号、信州大学を所在地とする。
- 3 運営事務局所在地をもって本ネットワークの所在地とする。
- 4 運営事務局は以下の業務を行う。
 - (1) 本ネットワークの運営
 - (2) 地域における研究開発用機器の共同利用化を加速する組織体制の強化
 - (3) 本ネットワークの事務局業務
 - (4) その他

(運営体制)

第9条 本ネットワークの運営体制として、以下の会議体等を設置する。

- (1) 運営会議
 - (2) その他本ネットワーク運営に必要と認められる会議体等
- 2 本ネットワークは、信州大学基盤研究支援センターコアファシリティ推進室と連携して運営する。

(運営会議)

第10条 本ネットワークの円滑な運営と会員相互の連携や情報共有のため、運営会議を開催する。

- 2 運営会議の議長は会長が務める。
- 3 運営会議は、定期運営会議を年1回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。
- 4 運営会議の構成員は、以下のとおりとする。
 - (1) 会長
 - (2) 各会員の機関代表者
 - (3) 事務局長
 - (4) その他会長が必要と認めた者
- 5 運営会議は、諸規程の制定及び改廃、会員の新規参画及び脱退、その他重要な事項を議決するほか、本ネットワークの活動計画及び活動報告等について会員に情報共有するとともに意見交換を行う。
- 6 運営会議は、委任状を含めて構成員の過半数の出席で成立する。
- 7 運営会議の議事は、出席した構成員の過半数の同意をもってこれを決することとし、可否同数のときは議長がこれを決する。

(情報の取り扱い)

第11条 本ネットワークの活動を行う際に収集した個人情報、及び会員が統一予約システムに登録した共同利用化機器の情報については、第3条の活動内容に限り使用する。

- 2 本ネットワークの活動において共同利用化機器の利用実績等を集計し報告又は公開する場合、当事者の同意を得られた場合を除き、個人名、研究室名及び企業名を特定できないようにした情報を使用する。

(活動期間)

第12条 本ネットワークの活動期間は、コアファシリティ事業の事業期間とする。

ただし、運営会議において活動期間の延長を認められた場合は、この限りでは

ない。

(委任)

第 13 条 本規約に定めるもののほか、本ネットワークの運営に必要な事項は別に定める。

2 本ネットワークで共同利用化する研究開発用機器の運営に必要な事項は、当該機器を所有・管理する機関・部局・施設が別に定める。

附 則

本規約は、令和 4 年 12 月 13 日から施行する。

様式1 (第6条関連)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

信州共用機器ネットワーク会長 殿

信州共用機器ネットワーク参画申込書

信州共用機器ネットワーク規約に同意し、下記の通り、本ネットワークへの参画を申し込みます。

| | | |
|------------|--------|---|
| 機関名 | | |
| 機関 代表者※ | 役職 | |
| | ふりがな | |
| | 氏名 | |
| 窓口担当者及び連絡先 | | |
| 窓口 担当者 | 所属・役職 | |
| | ふりがな | |
| | 氏名 | |
| 連絡先 | TEL | |
| | e-mail | |
| | 住所 | 〒 |

※機関内の共同利用機器の管理責任者

以下は、事務局使用欄(記入不要)

[申込書の送付先]

〒390-8621 長野県松本市旭 3-1-1
信州大学 信州共用機器ネットワーク運営事務局
e-mail: cf-shinshu@shinshu-u.ac.jp

| | |
|------|--|
| 受付日 | |
| 受付確認 | |

様式2 (第7条関連)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

信州共用機器ネットワーク会長 殿

信州共用機器ネットワーク脱退届

下記の通り、信州共用機器ネットワークを脱退します。

| | | |
|------------|--------|---|
| 機関名 | | |
| 機関 代表者 | 役職 | |
| | ふりがな | |
| | 氏名 | |
| 窓口担当者及び連絡先 | | |
| 窓口 担当者 | 所属・役職 | |
| | ふりがな | |
| | 氏名 | |
| 連絡先 | TEL | |
| | e-mail | |
| | 住所 | 〒 |
| 脱退理由 | | |
| | | |

以下は、事務局使用欄(記入不要)

[脱退届の送付先]

〒390-8621 長野県松本市旭 3-1-1
信州大学 信州共用機器ネットワーク運営事務局
e-mail: cf-shinshu@shinshu-u.ac.jp

| | |
|------|--|
| 受付日 | |
| 受付確認 | |